

第8回 東京都北区景観づくり審議会 配付資料一覧

審議会の進行に関する資料

- 第8回 東京都北区景観づくり審議会 議題説明
- 東京都北区景観づくり審議会委員名簿

議事に関する資料

(1) 北区景観づくり計画<追録版>の発行について

閲覧用資料

(2) みんなでつくる北区景観百選2019の周知について

資料1

- ・「あるきた」北区景観10選コース配信の報告 . . . 1-1
- ・景観づくりニュース(第6号) . . . 別添1
- ・歩きたくなるまち北区 ウォーキングアプリ あるきた . . . 別添2
- ・「ココシル」アプリへの掲載の報告 . . . 1-2
- ・北区まち歩きアプリ トップアスリートのまち・北区 東京 . . . 別添3

(3) 令和2年度 景観届出等の状況報告

資料2

- ・北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 . . . 2-1
- ・景観形成重点地区 西が丘地区における包括処理報告 . . . 2-2
- ・建築物等の景観届出事例 . . . 2-3

第8回東京都北区景観づくり審議会 議題説明

令和3年1月27日書面開催

(1) 北区景観づくり計画<追録版>の発行について

令和2年4月1日の北区景観づくり計画の変更に合わせて、追録版を作成し同日から本編とともに配付しホームページにも掲載しました。

内容は、「みんなでつくる北区景観百選 2019」（令和元年7月1日認定）及び景観形成重点地区「中央公園周辺地区」（令和2年4月1日指定）についてです。

(2) みんなでつくる北区景観百選 2019 の周知について

・「あるきた」北区景観10選コース配信の報告

(資料1-1、別添1、別添2)

資料1-1が実施概要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、景観づくり周知イベントに代えてウオーキングアプリ「あるきた」による「みんなでつくる北区景観百選 2019」の周知を図ることとしました。

1ページは日程・周知方法・内容等。2ページはコース概要。3・4ページは各ポイントの説明。5ページ上段はコースが配信された9月1日以後の制覇者数の累計で12月末までに176人となっています。下段は記念品受取状況で10月1日の配付開始から2週間で30人に達し終了しました。

6ページ以後は記念品配付者向けアンケートの内容と回答状況です。

別添1は毎年発行し全戸配布している「景観づくりニュース」で、今回6号になります。この1ページにて周知を図りました。また、2・3ページには「中央公園周辺地区」の景観形成重点地区指定と概要について、4ページは令和元年度のイベント開催状況やガイドブック・マップの発行及び北区景観づくり計画の変更について掲載しています。

別添2は「あるきた」の周知用ちらしです。テーマコースのひとつとして配信しました。

・「ココシル」アプリへの掲載の報告

(資料1-2、別添3)

資料1-2が概要で、「ココシル」は地域ならではの特色ある情報やまち歩き等に役立つ情報を提供しているアプリであり、北区景観百選として令和2年11月17日から配信しています。下段に画面を示しています。

別添3は「ココシル」の周知用ちらしです。

(3) 令和2年度 景観届出等の状況報告

・北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況

(資料2-1)

資料2-1の1ページが平成30年度から昨年12月末までの状況を集計したもので、届出数は昨年度並みです。

今年度から景観形成重点地区となった中央公園周辺地区については、その後の届出はなく、30年度と元年度は一般地区として集計しています。

2ページには地区別の年度別件数と今年度の地区ごとの種別をグラフで示しています。

・景観形成重点地区 西が丘地区における包括処理報告

(資料2-2)

資料2-2の1ページは、西が丘地区における建築物の配置や敷地面積の規模に一定程度ゆとりを確保するための数値基準について、手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会が認める場合をあらかじめ包括的に定めており、12月末までの適用基準ごとの件数をまとめたもので、備考欄の案件番号ごとに2ページの確認状況となっており、3件とも基準に適合しています。

・建築物等の景観届出事例

(資料2-3)

資料2-3は今年度の届出物件から事例を3件紹介するものです。

概要、評価、位置、配置、パースを示しておりますので、ご覧ください。

なお、3件目の西が丘地区の事例の位置は小規模なためプロットしていませんが地区の南側に隣接する梅木小学校の東側になります。

(4) その他

本審議会資料等に関するご意見・ご質問がある場合は1月29日(金)までをお願いいたします。

東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和2年7月21日現在)

第一号委員（学識経験者）

北原 理雄	(きたはら としお)	千葉大学名誉教授（建築）
吉村 晶子	(よしむら あきこ)	名城大学教授（工学）
雨宮 護	(あめみや まもる)	筑波大学准教授（システム情報系社会工学）
村井 祐二	(むらい ゆうじ)	(株)計画設計・インテグラ代表取締役 (北区景観アドバイザー)

第二号委員（区議会議員）

坂場 まさたけ	(さかば まさたけ)	区議会議員
すどう あきお	(すどう あきお)	区議会議員
本田 正則	(ほんだ まさのり)	区議会議員
うすい 愛子	(うすい あいこ)	区議会議員

第三号委員（区民）

安住 孝史	(やすずみ たかし)	画家
遠藤 千代美	(えんどう ちよみ)	元美しい景観をつくる都民会議会員
木佐貫 正	(きさぬき ただし)	(一社)東京都建築士事務所協会北支部長
宮川 淳子	(みやかわ じゅんこ)	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	(やぶき しずこ)	北区男女共同参画審議会委員

第四号委員（関係行政機関）

早川 潤	(はやかわ じゅん)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
吉野 静夫	(よしの しずお)	東京都第六建設事務所長
大越 周一	(おおこし しゅういち)	警視庁赤羽警察署長

第五号委員（区職員）

中嶋 稔	(なかじま みのる)	政策経営部長
関根 和孝	(せきね かずたか)	地域振興部長
藤野 浩史	(ふじの ひろし)	生活環境部長

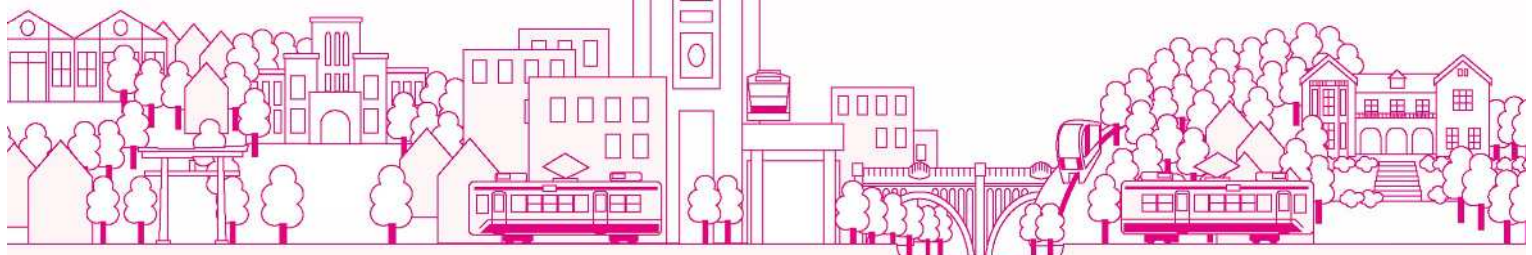
閲覧用資料

北区景観づくり計画

歴史的文化の継承と
新しい地域文化の創造

「みんなでつくる北区景観百選 2019」の選定
「中央公園周辺地区」を景観形成重点地区に追加

追 録 版
令和2年3月
東京都北区



北区景観づくり計画の変更について

北区は、平成27年4月1日に景観行政団体となり、同年9月に「北区景観づくり計画」を策定し、平成27年10月1日より区の特性を活かした景観まちづくりを進めています。

今回の変更は、平成29年度から30年度にかけて区内外の皆様の投票により選定した「みんなで作る北区景観百選2019」について、地域ごとの景観特性の項目に追加するとともに、平成30年度から地域の皆様とワークショップにより景観まちづくりの検討を行ってきました「中央公園周辺地区」について「景観形成重点地区」への追加を行うものです。

本計画の変更は、令和2年4月1日より運用いたします。

令和2年3月
北区まちづくり部都市計画課

も く じ

北区景観づくり計画 (平成27年9月) 対応ページ箇所	変更内容	本冊子対 応ページ
P.43, P.45, P.47, P.49, P.51, P.53, P.55	第2章 3. 北区の景観特性と課題 (3) 地域ごとの景観特性 「みんなでつくる北区景観百選2019」 MAPを追加	P.1
P.94	第4章 2. 届出対象の考え方 (1) 届出対象地区に関する考え方 特定地区の表中「2. 景観形成重点地区」に 「中央公園周辺地区」を追加し「3. 景観形成 方針地区」から「中央公園周辺地区」を削除	P.3
P.98	第4章 2. 届出対象の考え方 (2) 届出対象の表 「届出対象地区」の「2. 景観形成重点地 区」に「中央公園周辺地区」を追加し、「届 出対象行為・届出対象規模」に基準を追加 また、「3. 景観形成方針地区」から「中央 公園周辺地区」を削除	P.4
P.107	第5章 2. 特定地区の景観づくり (1) 特定地区の指定 ②特定地区の指定 「中央公園周辺地区」を景観形成方針地区か ら景観形成重点地区へ変更	P.5
P.134	第5章 2. 特定地区の景観づくり (2) 景観形成重点地区 「④中央公園周辺地区」を追加	P.6~ P.13
P.145~P.146	第5章 2. 特定地区の景観づくり (3) 景観形成方針地区 「⑥中央公園周辺地区」を削除	—

北区景観づくり計画P.43, P.45, P.47, P.49, P.51, P.53, P.55 第2章 3.北区の景観特性と課題
 (3) 地域ごとの景観特性「みんなでつくる北区景観百選2019」MAPを追加

K L M N O P Q R

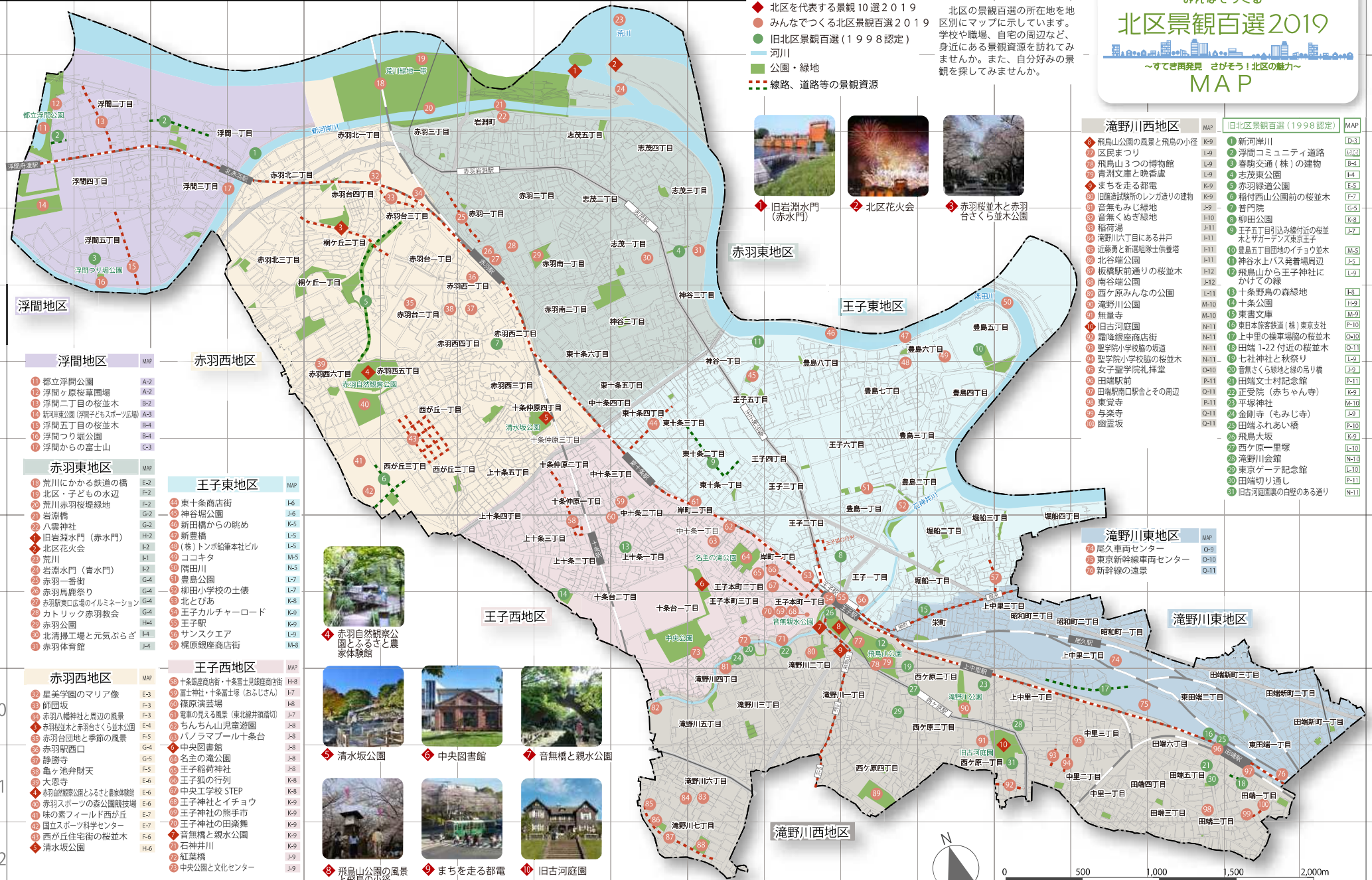
みんなでつくる
北区景観百選2019
 ~すてき再発見 さがそう！北区の魅力~
MAP

◆ 北区を代表する景観10選2019
 ● みんなでつくる北区景観百選2019
 ● 旧北区景観百選(1998認定)
 ● 公園・緑地
 ● 線路、道路等の景観資源

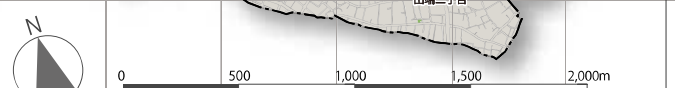
北区の景観百選の所在地を地区別にマップに示しています。学校や職場、自宅の周辺など、身近にある景観資源を訪れてみませんか。また、自分好みの景観を試してみませんか。



滝野川西地区		旧北区景観百選(1998認定)	
MAP	MAP	MAP	MAP
1 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径	K-9	1 新河岸川	D-3
2 区民まつり	L-9	2 浮間コミュニティ道路	H-2
3 飛鳥山3つの博物館	L-9	3 春駒交通(株)の建物	B-4
4 青洲文庫と晩香廬	L-9	4 志茂東公園	L-4
5 まちを走る都電	K-9	5 赤羽緑道公園	F-5
6 旧藤波試験所のレンガ造りの建物	K-9	6 稲付西山公園前の桜並木	F-7
7 音無もみじ緑地	J-9	7 普門院	G-5
8 稲荷湯	I-10	8 柳田公園	K-2
9 滝野川八丁目にある井戸	J-11	9 王子五丁目引込み線付近の桜並木とサカアテス東京王子	I-7
10 近藤勇と新道組隊士供養塔	L-11	10 豊島五丁目団地のイチヨウ並木	M-5
11 北谷端公園	I-11	11 神谷水戸バス発着場周辺	P-5
12 板橋駅前通りの桜並木	I-12	12 飛鳥山から王子神社にかけての緑	L-9
13 南谷端公園	J-12	13 十条野島の森緑地	I-8
14 西ヶ原みなみの公園	I-11	14 十条公園	H-9
15 滝野川公園	M-10	15 東書文庫	M-9
16 無量寺	M-10	16 日本旅客鉄道(株)東京支社	P-10
17 旧古河庭園	N-11	17 上中里の機車場跡の桜並木	G-10
18 霜降銀座商店街	N-11	18 田端1-22付近の桜並木	L-11
19 聖学院小学校敷地の桜道	N-11	19 七社神社と秋祭	G-1
20 聖学院小学校校舎	N-11	20 音無さくら緑地と緑の吊り橋	J-2
21 女子聖学院礼拝堂	O-10	21 田端文士村記念館	P-11
22 田端駅前	P-11	22 正受院(赤ちゃん寺)	K-9
23 田端駅西口駅舎とその周辺	P-11	23 平塚神社	M-10
24 東覚寺	Q-11	24 金剛寺(もみじ寺)	J-9
25 与楽寺	P-11	25 田端ふれあい橋	P-10
26 幽霊坂	Q-11	26 飛鳥大坂	K-9
		27 西ヶ原一里塚	L-10
		28 滝野川会館	N-10
		29 東京ゲート記念館	L-11
		30 田端切り通し	P-11
		31 旧古河庭園の白壁のある通り	N-11



浮間地区		赤羽西地区		赤羽東地区		王子東地区		王子西地区	
MAP	MAP	MAP	MAP	MAP	MAP	MAP	MAP	MAP	MAP
1 都立浮間公園	A-2	1 東十条商店街	I-6	1 星美学園のマリア像	E-3	1 十条銀座商店街・十条富士屋銀座商店街	H-8	1 星美学園のマリア像	E-3
2 浮間ヶ原桜並木	A-2	2 神谷堀公園	J-6	2 餅田坂	F-3	2 富士神社・十条富士塚(おんじまん)	I-7	2 餅田坂	F-3
3 浮間二丁目の桜並木	B-2	3 荒川赤羽桜並緑地	K-5	3 赤羽八幡神社と周辺の風景	F-3	3 篠原演芸場	I-8	3 赤羽八幡神社と周辺の風景	F-3
4 新河岸公園(浮間子どもスポーツ広場)	A-3	4 岩瀬橋	G-2	4 赤羽緑道と赤羽せくら並木公園	E-4	4 電車の見える風景(東北線井筒路切)	J-7	4 赤羽緑道と赤羽せくら並木公園	E-4
5 浮間五丁目の桜並木	B-4	5 八雲神社	G-2	5 赤羽台団地と季節の風景	F-5	5 ちんちん山児童遊園	J-8	5 赤羽台団地と季節の風景	F-5
6 浮間つり堀公園	B-4	6 旧岩瀧水門(赤水門)	H-2	6 赤羽駅前西口	G-4	6 バノラマプール十条台	J-8	6 赤羽駅前西口	G-4
7 浮間からの富士山	C-3	7 北区花火会	I-1	7 赤羽一番街	G-4	7 中央図書館	J-8	7 赤羽一番街	G-4
		8 荒川	I-2	8 赤羽馬鹿祭り	G-4	8 赤羽駅西口	G-5	8 赤羽馬鹿祭り	G-4
		9 若瀧水門(青水門)	G-4	9 赤羽駅前イビルミネーション	G-4	9 静勝寺	F-5	9 赤羽駅前イビルミネーション	G-4
		10 赤羽一丁目	G-4	10 カトリック赤羽教会	H-4	10 亀ヶ池弁財天	F-5	10 カトリック赤羽教会	H-4
		11 赤羽西三丁目	G-4	11 赤羽公園	H-4	11 大恩寺	E-6	11 赤羽公園	H-4
		12 赤羽西四丁目	G-4	12 北清掃工場と元気ふらざ	I-4	12 新羽自然観察公園とふるさと農家体験館	E-6	12 北清掃工場と元気ふらざ	I-4
		13 赤羽西五丁目	G-4	13 赤羽体育館	M-8	13 赤羽スポーツの森公園競技場	E-6	13 赤羽体育館	M-8
		14 赤羽西六丁目	G-4			14 味の森フィールド西が丘	E-7		
		15 赤羽西七丁目	G-4			15 国立スポーツ科学センター	E-7		
		16 赤羽西八丁目	G-4			16 西が丘住宅街の桜並木	F-6		
		17 赤羽西九丁目	G-4			17 清水坂公園	I-6		
		18 赤羽西十丁目	G-4						
		19 赤羽西十一丁目	G-4						
		20 赤羽西十二丁目	G-4						
		21 赤羽西十三丁目	G-4						
		22 赤羽西十四丁目	G-4						
		23 赤羽西十五丁目	G-4						
		24 赤羽西十六丁目	G-4						
		25 赤羽西十七丁目	G-4						
		26 赤羽西十八丁目	G-4						
		27 赤羽西十九丁目	G-4						
		28 赤羽西二十丁目	G-4						
		29 赤羽西二十一丁目	G-4						
		30 赤羽西二十二丁目	G-4						
		31 赤羽西二十三丁目	G-4						
		32 赤羽西二十四丁目	G-4						
		33 赤羽西二十五丁目	G-4						
		34 赤羽西二十六丁目	G-4						
		35 赤羽西二十七丁目	G-4						
		36 赤羽西二十八丁目	G-4						
		37 赤羽西二十九丁目	G-4						
		38 赤羽西三十丁目	G-4						
		39 赤羽西三十一丁目	G-4						
		40 赤羽西三十二丁目	G-4						
		41 赤羽西三十三丁目	G-4						
		42 赤羽西三十四丁目	G-4						
		43 赤羽西三十五丁目	G-4						
		44 赤羽西三十六丁目	G-4						
		45 赤羽西三十七丁目	G-4						
		46 赤羽西三十八丁目	G-4						
		47 赤羽西三十九丁目	G-4						
		48 赤羽西四十丁目	G-4						
		49 赤羽西四十一丁目	G-4						
		50 赤羽西四十二丁目	G-4						
		51 赤羽西四十三丁目	G-4						
		52 赤羽西四十四丁目	G-4						
		53 赤羽西四十五丁目	G-4						
		54 赤羽西四十六丁目	G-4						
		55 赤羽西四十七丁目	G-4						
		56 赤羽西四十八丁目	G-4						
		57 赤羽西四十九丁目	G-4						
		58 赤羽西五十丁目	G-4						
		59 赤羽西五十一丁目	G-4						
		60 赤羽西五十二丁目	G-4						
		61 赤羽西五十三丁目	G-4						
		62 赤羽西五十四丁目	G-4						
		63 赤羽西五十五丁目	G-4						
		64 赤羽西五十六丁目	G-4						
		65 赤羽西五十七丁目	G-4						
		66 赤羽西五十八丁目	G-4						
		67 赤羽西五十九丁目	G-4						
		68 赤羽西六十丁目	G-4						
		69 赤羽西六十一丁目	G-4						
		70 赤羽西六十二丁目	G-4						
		71 赤羽西六十三丁目	G-4						
		72 赤羽西六十四丁目	G-4						
		73 赤羽西六十五丁目	G-4						
		74 赤羽西六十六丁目	G-4						
		75 赤羽西六十七丁目	G-4						
		76 赤羽西六十八丁目	G-4						
		77 赤羽西六十九丁目	G-4						
		78 赤羽西七十丁目	G-4						
		79 赤羽西七十一丁目	G-4						
		80 赤羽西七十二丁目	G-4						
		81 赤羽西七十三丁目	G-4						
		82 赤羽西七十四丁目	G-4						
		83 赤羽西七十五丁目	G-4						
		84 赤羽西七十六丁目	G-4						
		85 赤羽西七十七丁目	G-4						
		86 赤羽西七十八丁目	G-4						
		87 赤羽西七十九丁目	G-4						
		88 赤羽西八十丁目	G-4						
		89 赤羽西八十一丁目	G-4						
		90 赤羽西八十二丁目	G-4						
		91 赤羽西八十三丁目	G-4						
		92 赤羽西八十四丁目	G-4						
		93 赤羽西八十五丁目	G-4						
		94 赤羽西八十六丁目	G-4						
		95 赤羽西八十七丁目	G-4						
		96 赤羽西八十八丁目	G-4						
		97 赤羽西八十九丁目	G-4						
		98 赤羽西九十丁目	G-4						
		99 赤羽西九十一丁目	G-4						
		100 赤羽西九十二丁目	G-4						



北区景観づくり計画 P.94 第4章 2.届出対象の考え方
 (1) 届出対象地区に関する考え方の表中「2. 景観形成重点地区」に「中央公園周辺地区」を追加し「3. 景観形成方針地区」から「中央公園周辺地区」を削除

■一般地区

	対象区域	方針	基準
1. 一般地区			
浮間地域	特定地区を除く、浮間地域全域	○	○
赤羽東地域	特定地区を除く、赤羽東地域全域	○	
赤羽西地域	特定地区を除く、赤羽西地域全域	○	
王子東地域	特定地区を除く、王子東地域全域	○	
王子西地域	特定地区を除く、王子西地域全域	○	
滝野川東地域	特定地区を除く、滝野川東地域全域	○	
滝野川西地域	特定地区を除く、滝野川西地域全域	○	

■特定地区

	対象区域	方針	基準
2. 景観形成重点地区			
西が丘地区	西が丘一丁目、西が丘二丁目、赤羽西三丁目及び赤羽西四丁目各地内	○	○
隅田川沿川地区	隅田川の区域及び隅田川の両側からそれぞれ 50m の陸上の区域	○	○
旧古河庭園周辺地区	旧古河庭園の外周線からおおむね 200m の区域	○	○
中央公園周辺地区	上十条一丁目、中十条一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び十条台一丁目各地内	○	○
3. 景観形成方針地区			
飛鳥山公園周辺地区	—	○	※
石神井川沿川地区	—	○	
崖線沿線地区	—	○	
都電沿線地区	—	○	
荒川沿川地区	—	○	

※ 景観形成方針地区の届出対象規模及び景観形成基準は、一般地区又は景観形成重点地区と同様の基準を適用します。

北区景観づくり計画 P.98 第4章 2.届出対象の考え方

(2) 届出対象の表「届出対象地区」の「2.景観形成重点地区」に「中央公園周辺地区」を追加し、「届出対象行為・届出対象規模」に基準を追加する
また、「3.景観形成方針地区」から「中央公園周辺地区」を削除

特定地区の届出対象地区・届出対象行為・届出対象規模

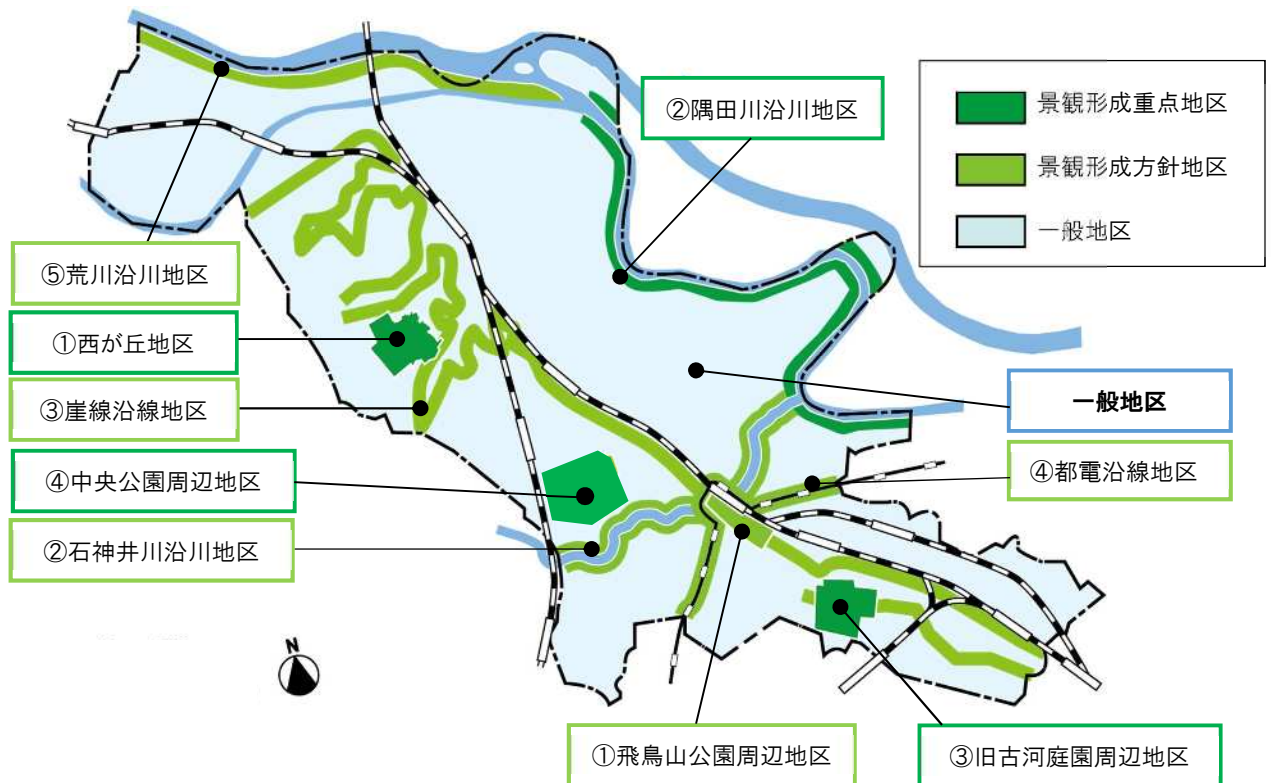
届出対象地区	届出対象行為・届出対象規模		
2. 景観形成重点地区			
・中央公園周辺地区 (上十条一丁目、中十条一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び十条台一丁目各地下内))	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="515 757 1453 797" style="background-color: #d9ead3;">建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 797 1453 1079"> <届出行為> ・ 大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築物の高さが15m以上又は延べ面積が800㎡以上 </td> </tr> </table>	建築物	<届出行為> ・ 大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築物の高さが15m以上又は延べ面積が800㎡以上
	建築物		
	<届出行為> ・ 大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築物の高さが15m以上又は延べ面積が800㎡以上		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="515 1088 1453 1128" style="background-color: #d9ead3;">工作物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1128 1453 1433"> <届出行為> ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築基準法第88条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(北区景観づくり計画 P.103 参照) </td> </tr> </table>	工作物	<届出行為> ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築基準法第88条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(北区景観づくり計画 P.103 参照)
工作物			
<届出行為> ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗替を含む) <届出規模> ・ 建築基準法第88条に規定する工作物(確認申請が必要な工作物)及び北区条例規則で定める工作物(北区景観づくり計画 P.103 参照)			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="515 1442 1453 1482" style="background-color: #d9ead3;">開発行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1482 1453 1657"> <届出行為> ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <届出規模> ・ 開発区域面積が500㎡以上 </td> </tr> </table>	開発行為	<届出行為> ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <届出規模> ・ 開発区域面積が500㎡以上	
開発行為			
<届出行為> ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <届出規模> ・ 開発区域面積が500㎡以上			
3. 景観形成方針地区			
・飛鳥山公園周辺地区 ・石神井川沿川地区 ・崖線沿線地区 ・都電沿線地区 ・荒川沿川地区	一般地区又は景観形成重点地区の 届出対象行為・届出対象規模を適用します。		

北区景観づくり計画 P.107 第5章 2. 特定地区の景観づくり
(1) 特定地区の指定 ②特定地区の指定
「中央公園周辺地区」を景観形成方針地区から景観形成重点地区へ変更

②特定地区の指定

特定地区の指定の考え方にに基づき、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区、中央公園周辺地区の4地区を景観形成重点地区に、飛鳥山公園周辺地区、石神井川沿川地区、崖線沿線地区、都電沿線地区、荒川沿川地区の5地区を景観形成方針地区に指定します。

景観形成重点地区及び景観形成方針地区の指定



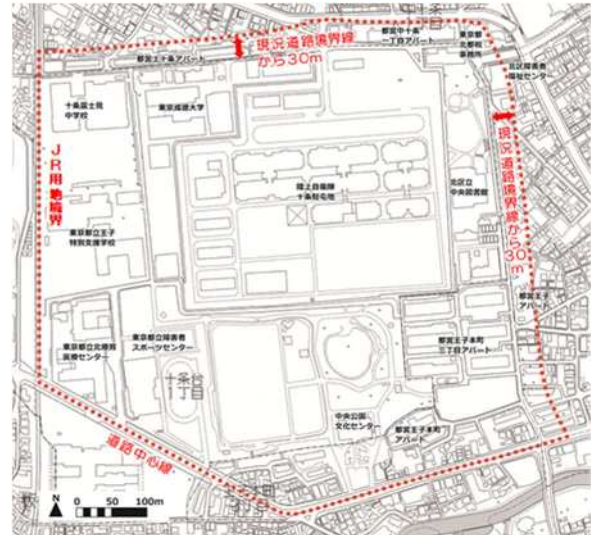
④中央公園周辺地区

1) 地区の概要と「区域の設定」

公園や陸上自衛隊十条駐屯地、教育施設や集合住宅など、大規模な土地利用が大半を占めるこの地区は、公共施設等を中心にゆとりのある、みどり豊かな景観が形成されています。

軍用地跡地に整備された中央公園、既存の赤レンガ倉庫を活かした中央図書館など、地区内の景観資源との調和に配慮した景観づくりを図るため、特性に応じた景観づくりを進めることが望ましい地区です。

中央公園周辺の区域



位置

上十条一丁目、中十条一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び十条台一丁目各地内

2) 景観まちづくりの目標

中央公園周辺地区の景観特性を踏まえ、以下のとおり景観まちづくりの目標を設定し、地区住民の皆様と協働しながら、良好な景観づくりをめざします。

1 みどり豊かでゆとりの感じられる景観を保全します

陸上自衛隊十条駐屯地や十条富士見中学校、東京都立北療育医療センターなどの公共施設等が立地し、大規模な土地利用が中心となっています。また、中央公園周辺を中心に並木が整備され、みどり豊かな景観が形成されています。建替えなどにあたっては、みどりを保全しゆとりの感じられる景観を維持します。

2 うるおいのある景観を演出するため、緑化に努めます

公共施設等とともに、都営王子本町アパートなどの集合住宅や、閑静な住宅地も見られます。地区一帯のみどりを保全するとともに、新たなみどりの創出を図り、花とみどりがあふれるうるおい豊かな景観づくりに努めます。

3 景観資源と調和したまちなみの形成を図ります

既存の赤レンガ倉庫を活かして整備された中央図書館、旧陸軍東京第一造兵廠(兵器工場)の建物を利用した中央公園文化センター、北区景観賞の東京成徳大学十条台キャンパス、既存のレンガを再利用した十条富士見中学校の外塀などの景観資源と調和するまちなみの形成を図ります。

3) 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

景観まちづくりの目標を実現するための方針として、以下のとおり良好な景観づくりに関する方針を定めます。

1 公共施設等や大規模な建築物の整備にあたり、景観に配慮します

- ・ 公共施設等や大規模な建築物の整備にあたっては、良好な景観を損なわないように既存の樹木や建築物等の配置に配慮し、うるおいとゆとりのある地区の良好な景観の保全に努めます。

2 身近な空間における緑化を進めます

- ・ 地区全体のみどりを活かしながら、道路に面した空地や庭先などの身近な空間への緑化により、花とみどりがあふれるうるおいのある景観づくりを進めます。

3 地区内の景観資源と調和した、地区にふさわしい景観づくりに努めます

- ・ 地区内に点在する景観資源を活かし、周辺のまちなみと調和したデザインとなるよう配慮し、地域の雰囲気合った景観づくりに努めます。

4) 景観形成基準（景観法第8条第2項第2号）

中央公園周辺地区の良好な景観づくりを図るため、景観まちづくりの目標や方針を踏まえて、以下のとおり景観形成基準を定め、事前協議や届出をとおして助言や指導を行うことにより、良好な景観づくりを誘導します。

建築物

<届出行為>

- ・大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）

<届出規模>

- ・建築物の高さが15m以上又は延べ面積が800㎡以上

<景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
配置	【配置】 ○建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した配置とします。 ○建築物の配置は、道路側にオープンスペースや植栽などを設け、道路への圧迫感を軽減するような配置とします。
高さ・規模	【高さ】 ○建築物の高さは、土地利用に応じてまちなみのスカイラインとの調和を図り、道路に面した敷地や、中央公園に隣接した敷地では、道路や中央公園への圧迫感に配慮し、突出した高さとならないようにします。
形態・意匠・色彩	【形態・意匠】 ○建築物の形態・意匠は、建築物自体及び隣接する建築物とのバランスを含め、中央公園周辺地区のまちなみに調和したものとします。 ○低層部については、外壁の素材や意匠についてレンガを利用しているまちなみと調和するよう配慮します。 ○建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、道路や中央公園への圧迫感に配慮します。 【色彩】 ○建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として、落ち着いた色調のある雰囲気となるよう、周辺との調和に配慮します。強い色調はアクセントとして用いるにとどめます。

項目	景観形成基準
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>【ベランダ・バルコニー等】</p> <p>○ベランダ・バルコニーや付随する構造物などは、形やデザインについて建築物本体との調和を図るとともに、道路や中央公園からの見え方についても配慮します。</p>
公開 空地 ・ 外構 ・ 緑化 等	<p>【外構】</p> <p>○外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>○道路沿いにオープンスペースを確保し、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して、まちなみと調和した一体的な空間とします。</p> <p>【緑化】</p> <p>○敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。</p> <p>【附帯施設】</p> <p>○建築物に付随する室外機などの設備機器等は、道路から直接見えないように設置位置を工夫するとともに、建築物との調和に配慮します。</p> <p>○駐車場・駐輪場は、配置やデザインについても配慮します。また、周囲に生垣等の緑化を行うなど、道路からの見え方にも配慮します。</p> <p>○廃棄物保管所は、配置や仕上げについて、まちなみとの調和に配慮します。</p>
その他	<p>【照明】</p> <p>○夜間の景観を落ち着いたものとするため、過度な照明を道路や中央公園に向けないようにします。</p>

色彩基準は、次表に定めるとおりとします。

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 ^{※1}	R	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色 ^{※1}	R	—	6 以下
	0YR～4.9YR		4 以下
	5.0YR～5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色 ^{※1}	—	—	—
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

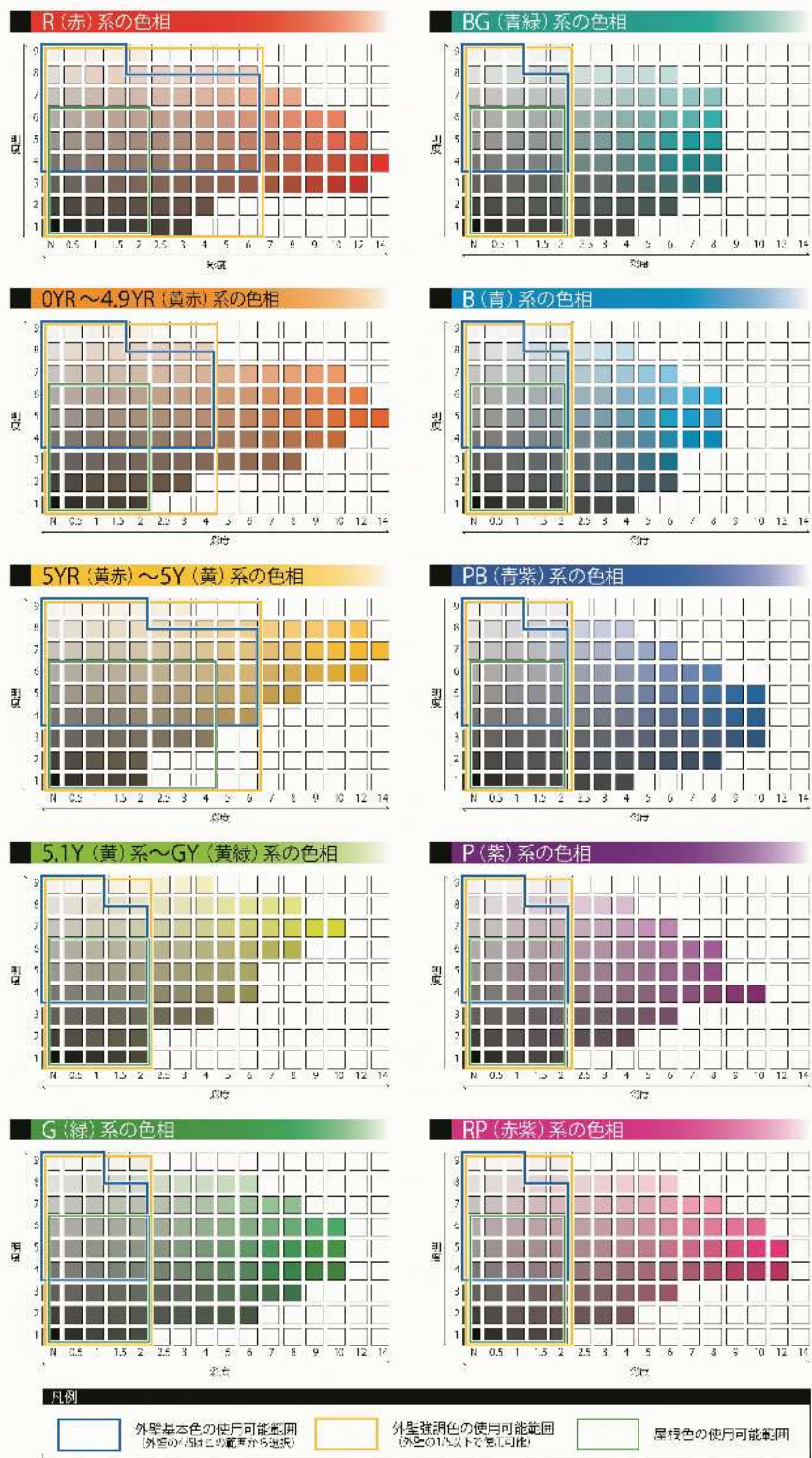
※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 以上で使用可能

強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能

アクセント色：外壁各面の 1/20 以下で使用可能

強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以内とします。

※ その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観づくり審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。



図：株式会社カラープランニングセンター作成

- ※ 印刷物による発色と実際のマンセル値は色彩が異なります。
- ※ 上図は、前ページの表の一部を参考に示したものです。

工作物

<届出行為>

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）

<届出規模>

- ・建築基準法第 88 条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）及び北区条例規則で定める工作物（北区景観づくり計画 P.103 参照）

<景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
配置	【配置】 ○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。
高さ ・ 規模	【規模】 ○まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような間隔を確保します。 ○道路への圧迫感を感じる長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	【形態・意匠】 ○工作物の形態・意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮します。 ○擁壁は壁面緑化などにより、周辺のまちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 【色彩】 ○工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。
緑化	【緑化】 ○道路沿いを中心に敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。

※ 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とします。ただし、他の法令等で使用する色彩が決められているものは、この限りではありません。また、橋梁等で区民になじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観づくり審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないものにてできることとします。

開発行為

<届出行為>

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

<届出規模>

- ・開発区域面積が500㎡以上

<景観形成基準>

次表のとおりとします。

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none">○周辺のまちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。○区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観づくりに配慮します。○区画は、オープンスペースが道路などの公共空間や隣接するオープンスペースと連続的になるよう配慮します。○電線類は、道路を新たに整備する際に地中化したり目立たない場所に設置する等の工夫をします。
造成等	<ul style="list-style-type: none">○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。

北区景観づくり計画 追録版

「みんなでつくる北区景観百選 2019」の選定
「中央公園周辺地区」を景観形成重点地区に追加

刊行物登録番号
31 - 1 - 158

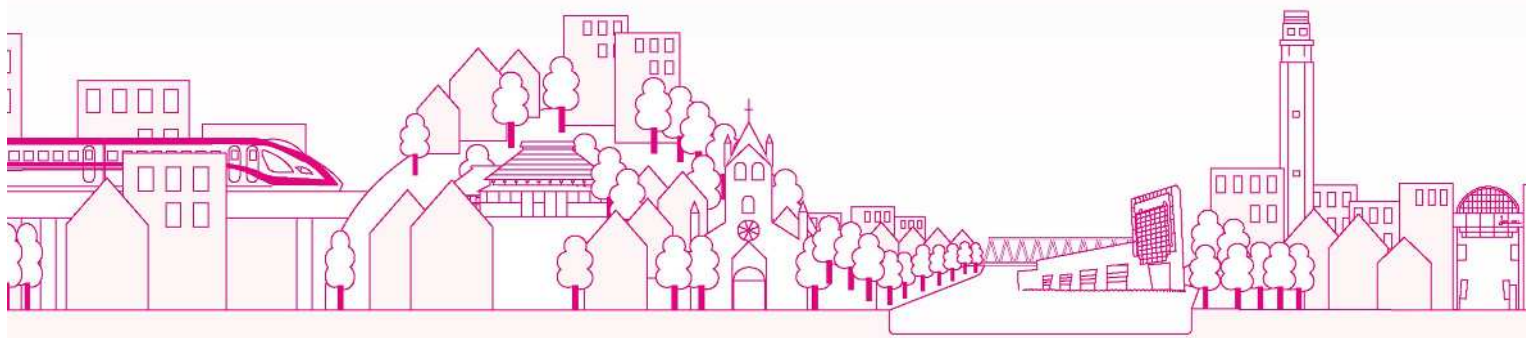
令和2年3月発行

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課

〒114-8508

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 03-3908-9152 (ダイヤルイン)



みんなでつくる北区景観百選 2019 の周知について

～「あるきた」北区景観 10 選コース配信の報告～

目的：「みんなでつくる北区景観百選 2019」の周知のため、ウォーキングアプリ「あるきた」を活用し、北区の景観資源の魅力を共有し、景観まちづくりへの機運の醸成を図る。

日程：コース配信開始 令和 2 年 9 月 1 日～

記念品受取期間 令和 2 年 10 月 1 日～10 月 14 日

※先着 30 名様で記念品がなくなり次第終了。

周知方法：北区ニュース（9/20 号・11/1 号）

景観づくりニュース第 6 号（9/20 号）※区内全戸配布

ホームページ、Facebook

北区のウォーキングアプリ「あるきた」内のお知らせ等

内容：健康福祉部健康推進課にて運営しているウォーキングアプリ「あるきた」内のテーマコースの一つを北区景観 10 選コースとして配信し、利用者にコースを巡ってもらうことで北区の魅力に触れていただき、北区を代表する景観 10 選を周知いたしました。

また、アプリ内では、各選定地を訪れるとチェックが可能となる機能により、北区景観 10 選コースを全て巡った方を対象に記念品として「みんなでつくる北区景観百選 2019」ガイドブック、マップ、北区景観百選ガイドブック（平成 10 年認定版）を配付いたしました。

コース概要：距離約 11.7km 所要時間約 180分



<p>スタート地点 東京メトロ志茂駅 東京都北区志茂にある、東京地下鉄（東京メトロ）南北線の駅です。</p>	
<p>1 旧岩淵水門（赤水門） —赤い色が特徴的な水門— 「赤水門」という愛称で地元の人々に親しまれているこの水門は、春には土手に咲く桜、秋には夜空に上がる花火とともに、北区を象徴する景観のひとつとなっています。</p>	
<p>2 北区花火会 —地元が手作りで開催する花火会— 北区民ひとりひとりが力を合わせて盛り上げる手作りの催しのため、「花火大会」とせず、親しみを込めて「花火会」と名付けられています。観覧場所からみる花火は人々を魅了します。（開催時期：9月～10月）</p>	
<p>3 赤羽桜並木と赤羽台さくら並木公園 —さくら並木公園— 赤羽桜並木の通り沿いには赤羽台さくら並木公園という崖線をうまく活用した、細長い公園があります。春には桜が満開になり、花見に訪れる方で大変賑わっています。</p>	
<p>4 赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館 —自然とのふれあいと農家体験— 「自然とのふれあい」をテーマにした新しい公園です。北区ふるさと農家体験館は、区の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産として親しまれています。</p>	
<p>5 清水坂公園 —自然を学び、自然と遊べる公園— 北区を南北に走る武蔵野台地の崖地を利用した立体的で変化に富んだ公園です。自然環境に関する学習、情報の交換などを楽しみながら行える「自然ふれあい情報館」や小さな池や田んぼなどがある「自然園」もあります。</p>	

<p>6 中央図書館 —美しいレンガ造りの図書館— 北区の文化財であるレンガ倉庫を保存・活用し、平成20年に完成しました。レンガ造りの建物と打ち放しのコンクリートや壁面に多用されたガラス等が調和し、美しい景観をつくりだしています。 北区は、中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定して景観まちづくりに取り組んでいます。</p>	
<p>7 音無橋と親水公園 —江戸風情を感じさせる親水空間— 3つのアーチ型の橋脚と、優雅な曲線美を誇る欄干が印象的な音無橋と純和風の木橋「舟串橋」をはじめ、水車、東屋、行灯などを配した音無親水公園が江戸風情を感じさせます。また、「日本の都市公園100選」にも選ばれています。</p>	
<p>8 まちを走る都電 —現存する唯一の都内では貴重な路面電車として走っている都電荒川線は、沿線に多くの桜が咲き乱れる飛鳥山公園があることから、「東京さくらトラム」としても親しまれています。</p>	
<p>9 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径 —見所の多い我が国最初の都市公園—江戸時代から庶民に花見の名所として親しまれてきた飛鳥山公園は、北区を代表する公園です。あじさいが美しい「飛鳥の小径」など魅力あふれる公園です。</p>	
<p>10 旧古河庭園 —大正初期を代表する庭園— 国の名勝指定を受けており、洋館・洋風庭園（ジョサイア・コンドル設計）と日本庭園（小川治兵衛作庭）を楽しむことができます。特に、バラが咲く時期は多くの人で賑わいます。 北区は、旧古河庭園周辺地区を景観形成重点地区に指定して景観まちづくりに取り組んでいます。</p>	

周知イベントの結果

(1) コース制覇者の状況

集計期間：令和2年9月1日から令和2年12月28日まで



4か月でコース制覇された方が176名となりました。

(2) 記念品受取の状況

集計期間：令和2年10月1日から令和2年10月14日まで



配付開始から2週間で終了となりました。

(3) アンケート及び集計結果

ウォーキングアプリ「あるきた」を利用して北区景観 10 選コースを制覇した方、先着 30 名へ記念品を配付した際に、利用者の声を伺うべく、アンケートを実施しました。

<アンケート用紙>

「あるきた」北区景観 10 選コース アンケート

この度は、北区ウォーキングアプリ「あるきた」内の北区景観 10 選コースの制覇、誠にありがとうございます。今後の景観まちづくりの参考とするため、アンケートにご協力ください。
(あてはまる番号に○をつけてください。)

1. ご自身のことについて教えてください。

- (1) 北区との関係 ① 区内在住 ② 区内在勤・在学 ③ 自治体関係
④ その他 ()
- (2) 性別 ① 男性 ② 女性
- (3) 年代 ① 10代未満 ② 10代 ③ 20代 ④ 30代 ⑤ 40代
⑥ 50代 ⑦ 60代 ⑧ 70代 ⑨ 80代以上

2. 本コースを何でお知りになりましたか？(複数回答可)

- ① 北区ニュース ② 景観づくりニュース ③ 北区ホームページ ④ あるきたアプリ
⑤ Facebook・Twitter ⑥ 家族・友人・知人に勧められて ⑦ その他 ()

3. 本コースに参加されたきっかけは何ですか？(複数回答可)

- ① 北区景観 10 選に関心があったから ② 健康づくりのため
③ 家族・友人・知人に勧められて ④ その他 ()

4. 北区景観 10 選の感想について教えてください。

- ① とても良かった ② 良かった ③ 普通 ④ あまり良くなかった ⑤ 良くなかった
- | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| ① 旧岩淵水門 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ② 北区花火会の観覧場所 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ③ 赤羽桜並木と赤羽台さくら並木公園 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ④ 赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑤ 清水坂公園 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑥ 中央図書館 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑦ 音無公園と親水公園 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑧ まちを走る都電 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑨ 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑩ 旧古河庭園 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |

5. 北区景観 10 選コースの長さについて教えてください。

- ① とても短かった ② 短かった ③ ちょうど良い ④ 長かった ⑤ とても長かった

6. 北区内の好きな景観・観光スポットがありましたら教えてください。(自由記述)

[]

7. 北区の景観イベントにおいて、今後どのような企画を希望しますか？(自由記述)

[]

8. その他のご意見(自由記述)

[]

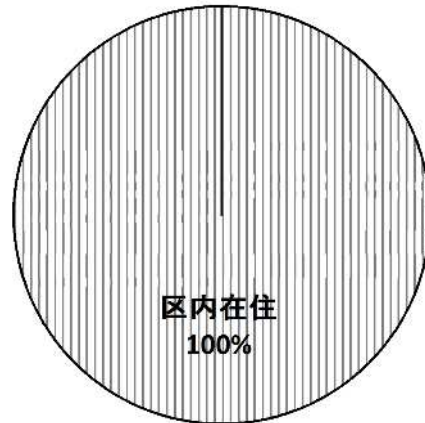
ご協力ありがとうございます。

- 北区 都市計画課 -

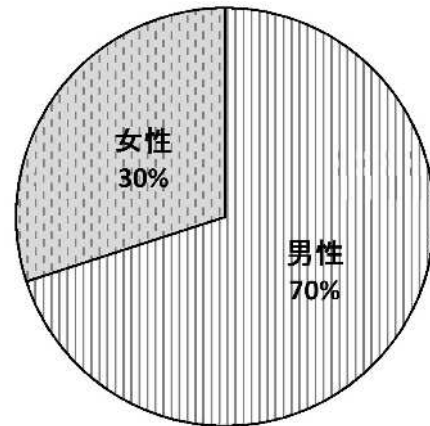
(3) アンケート集計結果 (回答数：30件)

1. ご自身のことについて教えてください。

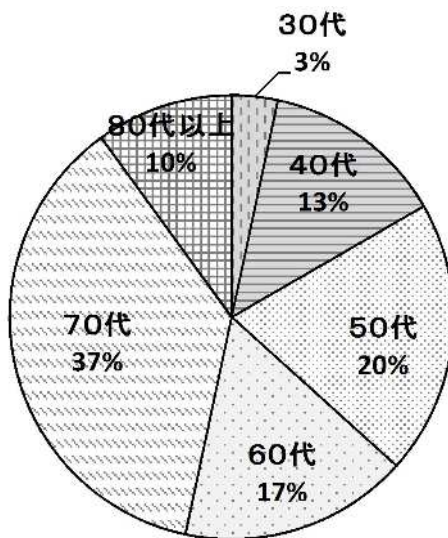
(1) 北区との関係



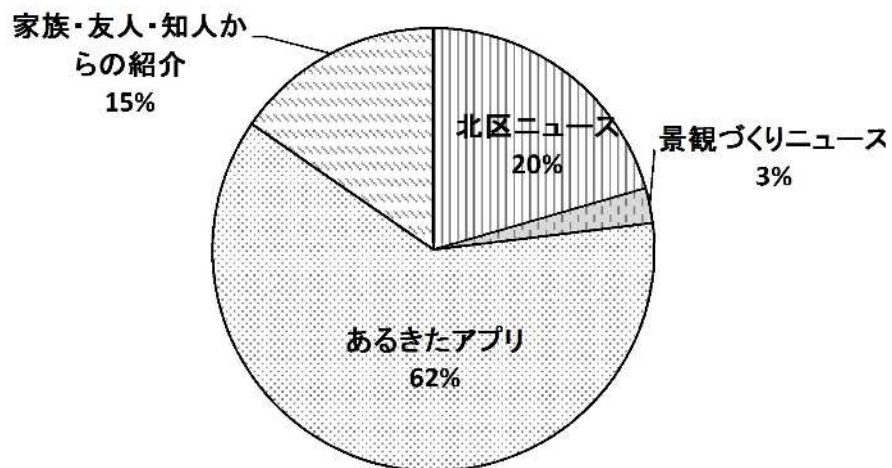
(2) 性別



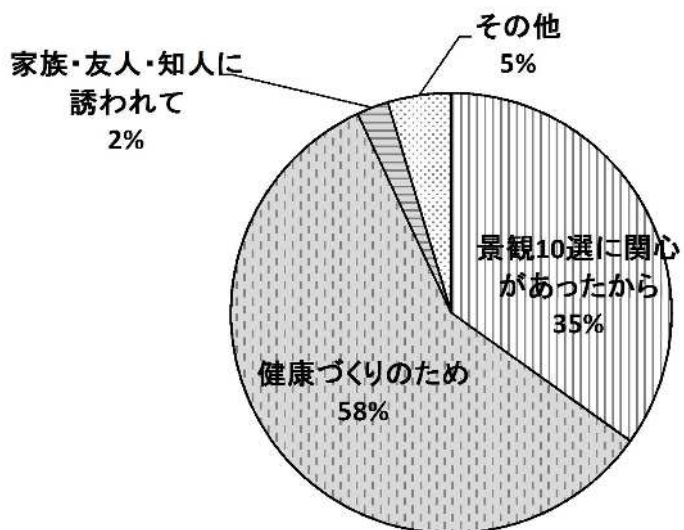
(3) 年代



2. 本コースを何でお知りになりましたか？（複数回答可）

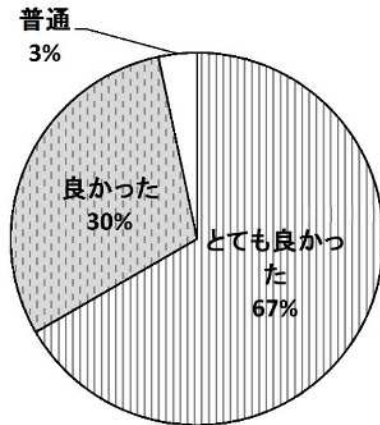


3. 本コースに参加されたきっかけは何ですか？（複数回答可）

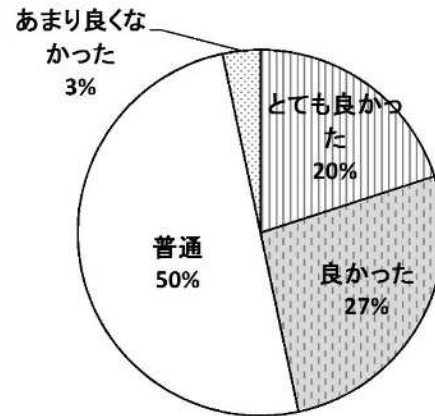


4. 北区景観 10 選の感想について教えてください。

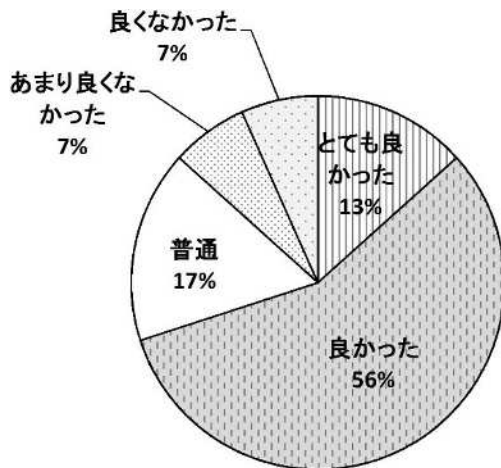
1 旧岩淵水門



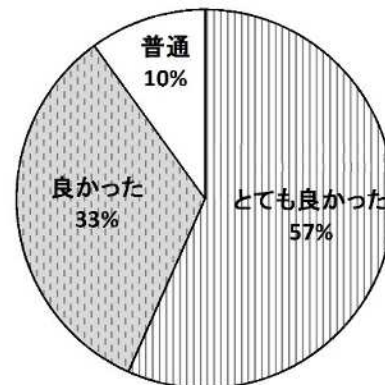
2 北区花火会の観覧場所



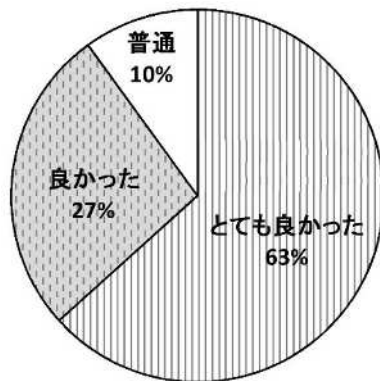
3 赤羽桜並木と赤羽台さくら並木公園



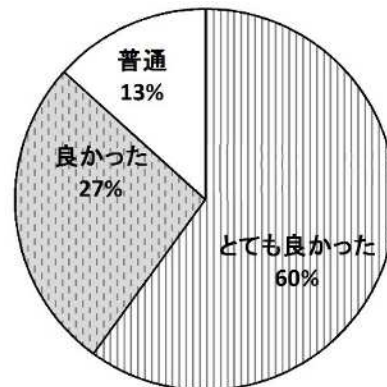
4 赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館



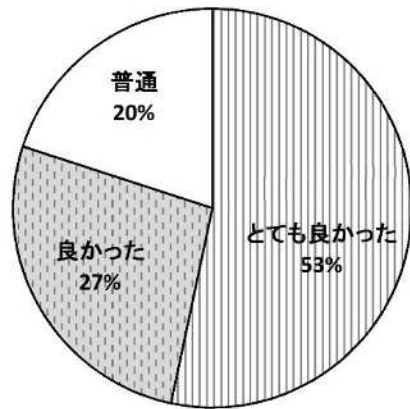
5 清水坂公園



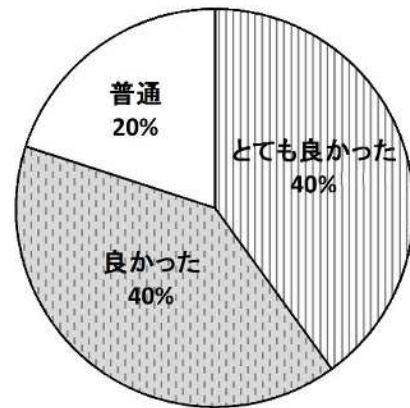
6 中央図書館



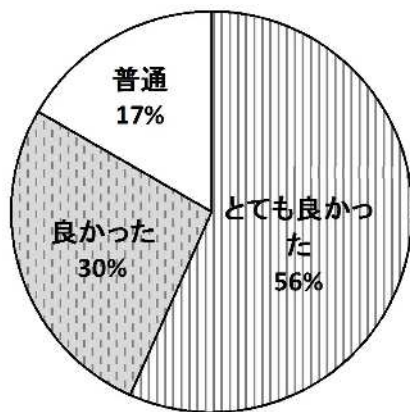
7 音無公園と親水公園



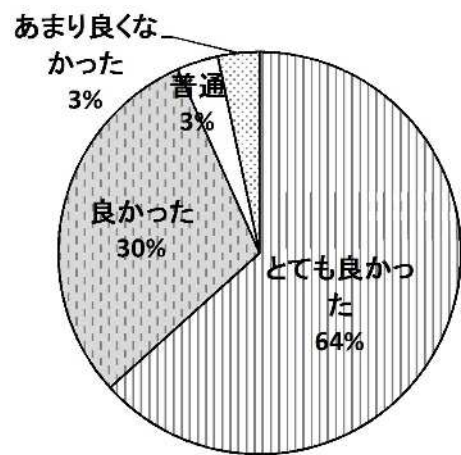
8 まちを走る都電



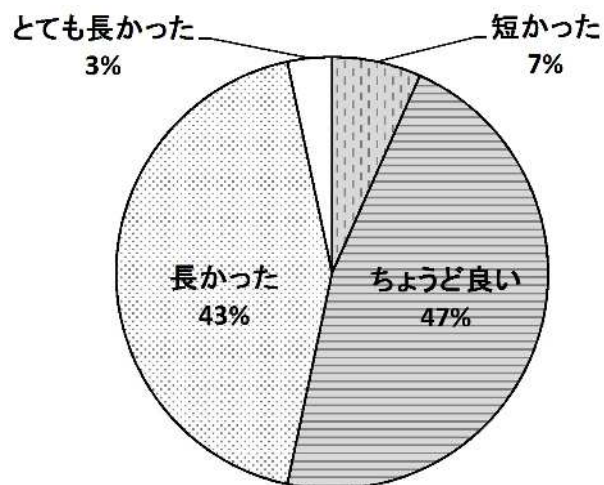
9 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径



10 旧古河庭園



5. 北区景観 10 選コースの長さについて教えてください。



6. 北区内の好きな景観・観光スポットがありましたら教えてください。

- ・ 旧岩淵水門
- ・ 飛鳥山公園と3つの博物館、桜、あじさい
- ・ 名主の滝公園、清水坂公園、浮間公園
- ・ 北とぴあ、展望台からの風景
- ・ 桐ヶ丘商店街
- ・ 電車、新幹線（赤羽台、赤羽八幡宮から）が見える場所
- ・ 石神井川の桜
- ・ 香取神社
- ・ 田端駅の橋からの景色
- ・ 中央図書館
- ・ 尾久車両センター
- ・ 旧醸造試験所

<※一部抜粋>

7. 北区の景観イベントにおいて、今後どのような企画を希望しますか？

- ・ 写真コンクール
- ・ あるきたの別コースを企画して下さい。
- ・ 水辺散歩や船に乗船
- ・ 渋沢翁にちなんだスポットめぐり
- ・ 北区の知られていない所を紹介してほしい。

<※一部抜粋>

8. その他のご意見

- ・ あるきたのランニング版を作ってほしい。
- ・ 地元に住みながらも知らないところがたくさんあり、発見がありました。健康的に歩いて、コロナ禍の中楽しめました。
- ・ 記念品や景品があれば励みになる。
- ・ コースをもっと追加してほしい。

<※一部抜粋>

「みんなでつくる北区景観百選2019決定記念イベント」を開催しました。

令和元年10月26日(土)に、「みんなでつくる北区景観百選2019決定記念イベント～まちを走る都電、車窓から見える北区の景観～」を開催しました。

当日は、王子駅前停留場から東京さくらトラム(都電荒川線)に乗り、車窓から沿線に広がる北区の景観を楽しみました。

その後、北区景観づくり審議会の北原理雄会長による講演「景観百選から魅力を考えよう」を聴講し、その後希望者の参加により、「都電おもいで広場」を見学しました。

※記念イベントの様子については北区ホームページでご覧いただけます。

https://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/keikan/event/kinenn_event.html



「みんなでつくる北区景観百選2019」のガイドブック及びマップを発行しました。

令和元年10月に区内外の皆様の投票に基づき認定された「みんなでつくる北区景観百選2019」のガイドブック及びマップを発行しました。

北区の素晴らしい景観をはじめ様々な視点からの景観を特集したページなど、北区の魅力がたくさん詰まっています。ぜひご覧ください。

【ガイドブック：A4版53頁】

区政資料室(北区役所第一庁舎1階)にて販売中。販売価格500円。

【マップ：変形A1版】

区政資料室、都市計画課窓口(北区役所第一庁舎3階13番)、区立図書館等で配布中。

ガイドブック・マップは図書館等で閲覧することが出来ます。またホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/keikan/hyakusen/top.html>



「北区景観づくり計画」を変更しました。

令和2年4月に「中央公園周辺地区」の景観形成重点地区の指定と「みんなでつくる北区景観百選2019」の認定ともない「北区景観づくり計画」の変更を行い、その内容について追録版を発行しました。

景観づくり計画と合わせて区政資料室で販売しております。(販売価格1,250円)

※北区景観づくり計画についてはホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/jutaku/kekan/shingikai/sakute.html>



編集後記

今回、景観形成重点地区に指定された中央公園周辺地区には、みんなでつくる景観百選2019に選出された中央図書館や中央公園文化センターもあります。「あるきた」の北区景観10選コースでも周辺を歩くことができますので、スマートフォンを片手に、ぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。

令和2年9月20日発行 北区 まちづくり部 都市計画課 開発調整担当
TEL: 03-3908-9152 / FAX: 03-3908-8336 / Email: kaihatsutyosei@city.kita.lg.jp / ホームページ: <http://www.city.kita.tokyo.jp/>
刊行物登録番号: 2-2-037

みんなでつくる北区の景観

景観づくりニュース

「あるきた」北区景観10選コースで北区を歩こう!

この度、北区の景観を見て触れて知っていただくため、スマートフォン用ウォーキングアプリ「あるきた」のテーマコースとして「北区景観10選コース」を配信しました。コースを制覇された方でご来庁いただいた先着30名様に記念品を差し上げます。

歩きたくなるまち北区で、「あるきた」と一緒にウォーキングをお楽しみください。

※北区のウォーキングアプリ「あるきた」のご利用方法については北区ホームページをご覧ください。

あるきた



今すぐアプリをダウンロード!

※既にダウンロードしている方は、こちらからアップデートできます

Download on the App Store

GET IT ON Google Play

記念品の受け取り方法

- コース配信開始日 令和2年 9月1日
- 記念品受け取り期間 令和2年10月1日～11月30日(土日祝日は除く)(9:00～17:00)
- 記念品受け取り場所 都市計画課窓口 北区役所第一庁舎3階13番
- 記念品受け取り方法 **「北区景観10選コース」クリア画面の提示**
- 記念品 **みんなでつくる北区景観百選2019ガイドブック、マップ 北区景観百選ガイドブック(平成10年認定)**
※先着30名様まで



記念品

※コースのクリア方法
「イベント」の「あるきたコースチャレンジ」を開き、「北区景観10選コース」内の全拠点で「チェック」ボタンを押すとコースクリアになります。





地区の概要

中央公園周辺地区は、公園や陸上自衛隊十条駐屯地、教育施設や集合住宅など、大規模な土地利用が大半を占め、公共施設等を中心にゆとりのある、みどり豊かな景観が形成されています。軍用地跡地に整備された中央公園、既存の赤レンガ倉庫を活かした中央図書館など、地区内の景観資源との調和に配慮した景観づくりを図ります。

景観まちづくりの目標

中央公園周辺地区の景観特性を踏まえ、以下のとおり景観まちづくりの目標を設定し、地区の皆様と協働しながら、良好な景観づくりをめざします。

- 1 みどり豊かでゆとりの感じられる景観を保全します
- 2 うるおいのある景観を演出するため、緑化に努めます
- 3 景観資源と調和したまちなみの形成を図ります

良好な景観づくりに関する方針

景観まちづくりの目標を実現するための方針として、以下のとおり良好な景観づくりに関する方針を定めます。

- 1 公共施設等や大規模な建築物の整備にあたり、景観に配慮します
- 2 身近な空間における緑化を進めます
- 3 地域内の景観資源と調和した、地区にふさわしい景観づくりに努めます



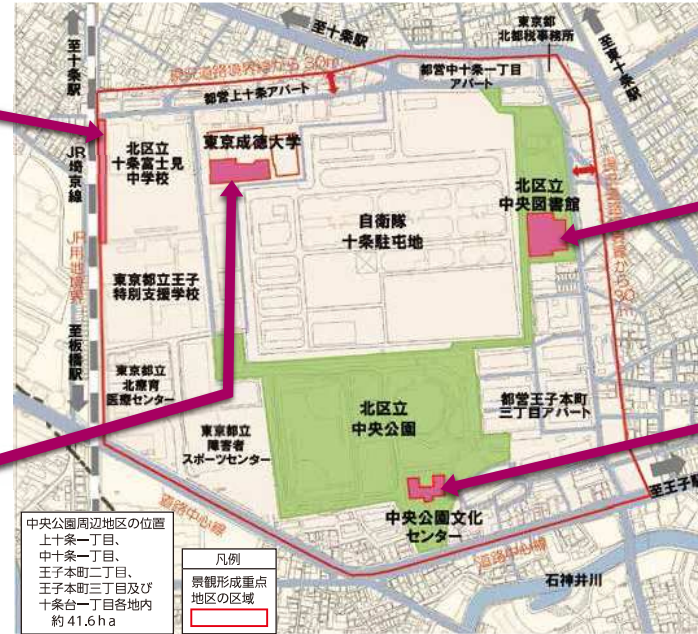
十条富士見中学校の赤レンガ塀

中学校には軍用地であった時に作られた赤レンガ塀が残されています。



東京成徳学園十条台キャンパス

第2回「北区景観賞」を受賞した建物です。



中央公園周辺地区の位置
上十条一丁目、
中十条一丁目、
王子本町二丁目、
王子本町三丁目及び
十条台一丁目各区内
約41.6ha

凡例
景観形成重点
地区の区域



中央図書館（赤レンガ図書館）

レンガ造倉庫を活かした図書館が美しい景観を作り出しています。

みんなでつくる北区景観百選2019掲載



中央公園と中央公園文化センター

白い建物が印象的な景観となっています。
みんなでつくる北区景観百選2019掲載

中央公園周辺地区の景観形成基準

建築物に関する基準の概要は以下のとおりです。

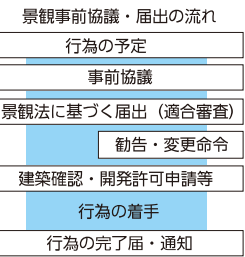
- ・配置は、沿道のまちなみに配慮し、道路への圧迫感を軽減するようにします。
- ・高さは、まちなみのスカイラインと調和し、道路や中央公園への圧迫感に配慮します。
- ・外壁低層部の素材や意匠は、レンガを利用しているまちなみとの調和に配慮します。
- ・色彩は、基準に適合し、低・中彩度を原則に落ち着いた霧気味で周辺との調和に配慮します。
- ・外構は、周辺のまちなみと調和した色調や素材とし、道路沿いにオープンスペースを確保します。
- ・道路に面し緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。
- ・設備機器等は、道路から直接見えないよう工夫し、建築物との調和に配慮します。
- ・落ち着いた夜間景観のため、過度な照明を道路や中央公園に向けないようにします。

※工作物や開発行為についての基準もあります。
※詳細な基準についてはホームページをご覧ください。
(<https://www.city.kita.tokyo.jp/toshikeikaku/keikan/jutentiku.html>)

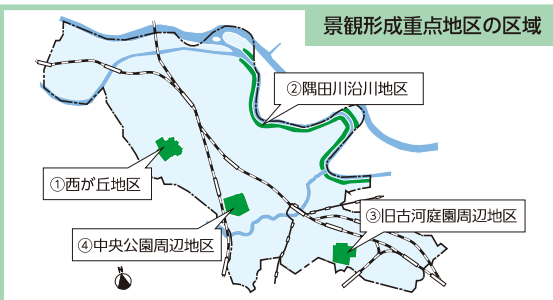


中央公園周辺地区パンフレット

高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は事前協議、景観届出が必要となります。工作物・開発行為についても内容により、届出行為が必要となります。



景観形成重点地区の紹介



景観形成重点地区とは

北区の景観づくり計画の中で、地区固有の景観資源や景観特性を活かし、特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区として景観形成重点地区を指定し景観づくりに取り組んでいます。

①西が丘地区



西が丘地区は、戸建てを中心とした住宅地として発展しました。みどり豊かでゆとりのある景観や北区の住宅地のモデルとなる重点的な景観づくりを進めます。

②旧古河庭園周辺地区



国の名勝として、日本を代表する庭園である旧古河庭園を含む一帯は、周辺に高度地区による高さ制限を設けるなど、良好な景観づくりを誘導しています。

③隅田川沿川地区



東京都景観計画で景観基本軸に位置付けられ、上空への広がりや流域の連続性を持った良好な景観づくりを進めます。

歩きたくなるまち北区

ウォーキングアプリ

あるきた



2020年**6月1日**
ポイント獲得期間
スタート!

毎日の歩数を自動計測!
歩くだけでも「あるきたポイント」獲得

ポイント獲得期間 **6ヶ月**

2020年**6月1日**～**11月30日**

貯めたポイントで**景品の抽選に応募**
※18歳以上対象

景品応募期間 **計2回の応募チャンス**

2020年**9月1日**～**20日** (予定)

2020年**12月1日**～**20日** (予定)

北区のおすすめウォーキングコース

北区の名所を巡る**12コース**を紹介

*テーマコース(全5コース)も順次配信予定

「座りすぎ」防止として、身体を動かした
「ブレイク回数」をカウント

健康に関するコラムを紹介!
毎日の健康づくりに役立つコラムを配信します。



今すぐアプリを
ダウンロード!

※既にダウンロードしている方は、
こちらからアップデートできます



お問い合わせ窓口

カラダライブコールセンター

 **0570-077-122**

受付時間 平日 9:00～18:00 (12/29～1/5を除く)

※サービス名は「あるきた」とお伝えください。



北区健康推進課 あるきたポイント事業

発行：北区健康福祉部健康推進課
電話：03-3908-9068
発行日：令和2年5月
刊行物登録番号：2-2-008

まずは「あるきた」 アプリをダウンロード!

「あるきた」は無料でダウンロードできます(通信費を除く)。
※既にダウンロードしている方は、こちらからアップデートできます。



or

各ストアから検索して
ダウンロード

あるきた

歩くだけでも 「あるきたポイント」獲得



1日

1,000 歩以上 2 ポイント
5,000 歩以上 7 ポイント
8,000 歩以上 20 ポイント

さらに!
毎月20日以上
5,000歩を達成すると
100ポイント
獲得!

記録

毎日の体重・血圧、受診した健診の記録ができます。

グラフ

歩数・距離・消費カロリー・ブレイク回数・体重・血圧をグラフで表示。月ごとの平均数値も確認できます。

プッシュ通知

北区からのお知らせを配信します。

ランキング

全体・性別・年代別に歩数ランキングを確認できます。

イベント参加チャレンジ

【北区のイベントに参加して、ポイント獲得!】

当日、会場でスマホ画面に電子スタンプを押印してポイントを獲得しよう。

【対象イベント】ウォーキング大会、健康関連イベントなど。

(詳細は別途アプリ内にてお知らせします)



あるきたコースチャレンジ

北区の魅力を満喫しながら、各チェックポイントを歩いて制覇を目指そう。エリア別の12コースに加え、テーマコース(全5コース)も順次配信します。

ブレイク回数

一日の座っている時間を減らして、ポイントを獲得しよう。座りすぎ防止として、一定時間に所定の回数身体を動かした「ブレイク回数」に応じて、ポイントが貯まります。

コラム

健康に関するコラムを紹介!
毎日の健康づくりに役立つコラムを配信します。



景品応募

貯めたポイント(1口1,000ポイント)で景品の抽選に応募できます!

※景品の当選対象者は、北区在住・在勤・在学の18歳以上。一部北区在住18歳以上対象。

景品応募期間 計2回の応募チャンス 2020年9月1日~20日(予定) / 12月1日~20日(予定)



景品はアプリ内の機能で応募可能です。(応募機能は随時配信)。
当選の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。
詳細はアプリ内・区ホームページにて随時お知らせいたします。



・ポイント獲得期間や景品応募期間等は変更となる場合があります。
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ウォーキングを行う際は、できるだけマスクを着用し、人が多い場所を避け、他の人とはなるべく距離をとって一人や少人数で行うようにしましょう。また、毎日の健康維持のために、室内でも座っている時間を減らし、足踏みをするなど身体を動かすことが大切です。



都電もなか
(菓匠 明美)



おうじロール
(ランギヤール)



北区内共通
商品券や
北区の名品が
当選する
チャンス!

「座りすぎ」していませんか

1日の座っている時間を減らすだけでなく、途中で立ち上がることも大切です。
30分に1回なら3分間、1時間に1回なら5分くらいは立ち上がって動きましょう。
立ち上がって少し動くことで、身体の筋肉が刺激され、代謝機能や血液の循環が良くなります。

協力: 早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 岡 浩一朗 氏

みんなでつくる北区景観百選 2019 の周知について ～「ココシル」アプリへの掲載の報告～

目的：区が掲げる「トップアスリートのまち・北区」を中心に北区を広くPRする、北区まち歩きアプリを活用し、北区の景観資源の魅力を周知する。

内容：「ココシル」とは、地域ならではの特色ある情報やまち歩き等に役立つ情報を提供するサービスであり、令和元年度より北区の情報について配信している。地域振興部東京オリンピック・パラリンピック担当課と連携し、このアプリに「みんなでつくる北区景観百選 2019」を掲載した。

掲載開始：令和2年11月17日

アプリの掲載画面

(1) トップページ

(2) 全箇所の掲載ページ

(3) 各景観資源のページ



- map (Google map)
- 画像
- 景観資源の概要

北区まち歩きアプリ



トップアスリーのまち・北区 東京

トレセン通り周辺を中心に情報をGETできるスマートフォンアプリ
トレセン通り周辺のまち歩きはこのアプリにおまかせ!

ル - ト に - まる に - まる

ROUTE 2020 (仮) トレセン通り

トレセン
通りで
スタンプ
ラリー

フォト
フレームで
記念撮影

観る・
楽しむ

スポーツ
イベント
情報

自然

史跡

Free App!
ダウンロード
無料!!

スポーツ
施設



Webでも情報配信中! <http://kitaku.kokosil.net/>

お問い合わせ：北区地域振興部 東京オリンピック・パラリンピック担当課 TEL：03-5390-1136



スタンプラリー

トレスン通りの見どころ等を掲載！
味の素ナショナルトレーニングセンターまでの
ナビゲーションもできるよ！

フォトフレーム

スポーツキャラや桜の花と写真を撮影できる
フォトフレーム機能！スタンプラリーに参加して、
フォトフレームをゲットして撮影しよう！

スポット情報

北区のスポーツ施設や見どころ等を表示！
近くのスポットを探して行ってみよう！

スポーツイベント情報

トップアスリート直伝教室や
北区のスポーツイベントの
様子を見ることができるよう！

ご利用方法



QRコードを読み取って
Webサイトに接続

「ココシル」アプリを
ダウンロード

「ココシル」アプリを
起動

ココシルセレクト（地域選択画面）で
「トップアスリートのまち・北区 東京」
を選択

「トップアスリートの
まち・北区 東京」で
北区を楽しもう！

北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況

2-1

＜建築物等の景観届出件数＞

地区区分		行為	令和2年度※1	令和元年度	平成30年度
一般地区		建築行為	61件	72件	77件
		工作物	11件	12件	10件
		開発行為	0件	2件	1件
景観形成重点地区	西が丘地区	建築行為	16件	17件	30件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	建築行為	2件	2件	4件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	建築行為	1件	3件	3件
		工作物	1件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区※2	建築行為	0件	—	—
		工作物	0件	—	—
		開発行為	0件	—	—
合計		建築行為	80件	94件	114件
		工作物	12件	12件	10件
		開発行為	0件	2件	1件
		届出合計	92件	108件	125件

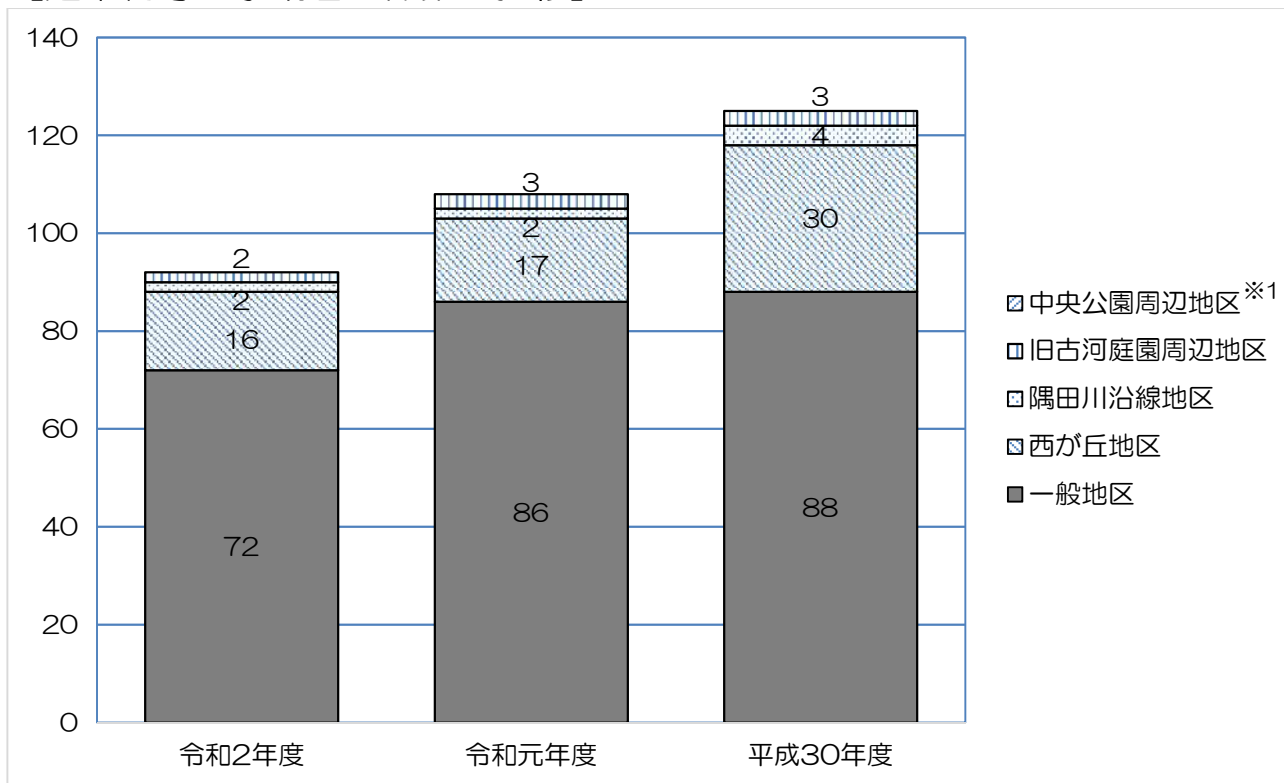
＜屋外広告物の事前相談件数＞

地区区分		行為	令和2年度※1	令和元年度	平成30年度
一般地区		表示掲出	7件	6件	8件
景観形成重点地区	西が丘地区	表示掲出	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	表示掲出	0件	1件	1件
	旧古河庭園周辺地区	表示掲出	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区※2	表示掲出	0件	—	—
合計			7件	7件	9件

※1 令和2年4月1日～令和2年12月28日まで

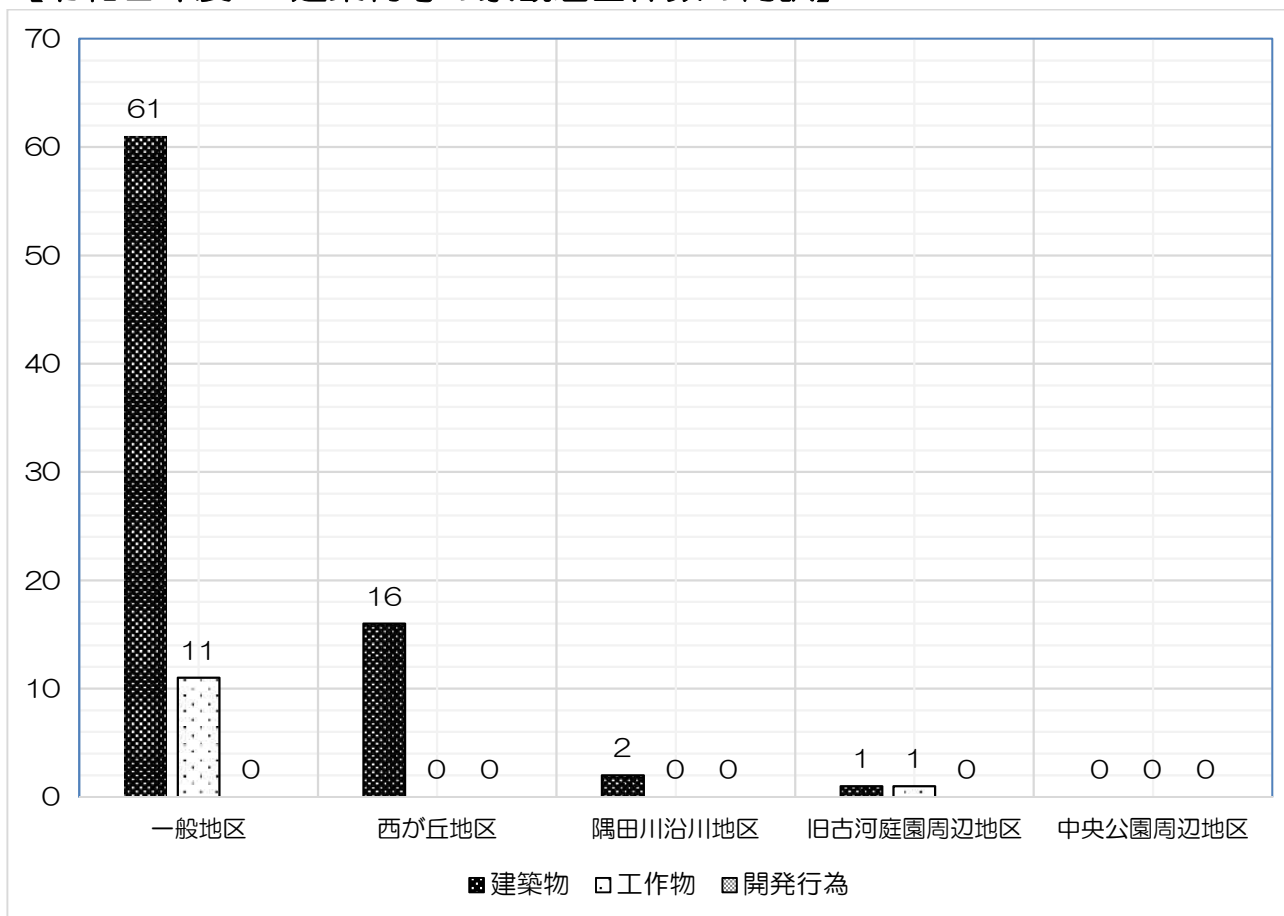
※2 中央公園周辺地区は令和2年4月1日指定

【建築物等の景観届出件数の推移】



※1 中央公園周辺地区は令和2年4月1日指定

【令和2年度※1 建築物等の景観届出件数の内訳】



※1 令和2年4月1日～令和2年12月28日まで

景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告

景観形成重点地区西が丘地区においては、建築物の景観形成基準のうち、建築物のゆとりある配置や敷地面積のゆとりある敷地規模を保つための数値基準（以下「配置基準」、「規模基準」という。）を定めていますが、北区景観づくり審議会が認めた場合については、適用しないことができるとしています。

この手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会の承認のもとに定めた「景観形成重点地区西が丘地区における景観形成基準に関する北区景観づくり審議会包括処理基準」（以下、「包括処理基準」という。）を平成27年10月1日から運用しています。

包括処理基準に基づき、配置基準、規模基準を下回っている案件について、以下のとおり報告いたします。

（１）配置基準

建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離：0.5m以上

<令和2年度^{※1}の包括処理基準（配置基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：道路に面して店舗がある場合の上階	0	
特例措置		
ア：近隣商業地域や広幅員の道路に面する土地	1件	案件01
イ：道路と一体的な空間整備を行う土地	0	

※1：令和2年4月1日～令和2年12月28日まで

（２）規模基準

建築物の敷地面積：100㎡（約30坪）以上

<令和2年度^{※1}の包括処理基準（規模基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：既存不適格の敷地・土地	1件	案件02、03
イ：公共公益上の施設	0	
ウ：公共公益施設整備に供する土地	0	
エ：2項道路後退の土地	0	
特例措置		
ア：遺産相続等による分割	1件	案件04
イ：借地権解消による分割	0	
ウ：建築基準法などの違法性解消	0	

※1：令和2年4月1日～令和2年12月28日まで

【案件の概要】

(1) 配置基準 特例措置規定に関するもの

案件 01 <特例措置 ア：近隣商業地域や広幅員の道路に面する土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要
共同住宅・店舗、鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て (建築面積：89.90 m ² 、延べ面積：359.04 m ²)
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（配置基準）に対する適否
隣地境界からの後退距離 最小 <u>0.24m</u> < 0.5m 【不適合】
<input type="checkbox"/> 特例措置に対する確認
今回計画は配置基準を下回っているが、建築敷地は北側が約 11m、西側が約 8mの道路に接する角地で、北西角が計画幅員 15mの都市計画道路に面し、用途地域が近隣商業地域であり、将来的に北西角を都市計画道路で約 3m×3m整備することを考慮し建物を配置しており、道路、隣地からの後退距離が概ね 0.3m（取壊し前の既存建物も 0.2m程度）となっているが、包括処理基準 5-(1)-ア（近隣商業地域や広幅員の道路に面する土地）の規定により特例措置とした。

(2) 規模基準 適用除外規定に関するもの

案件 02 <適用除外 ア：既存不適格の敷地・土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要
専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：48.57 m ² 、延べ面積：96.82 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否
建築敷地 <u>90.18m²</u> < 100 m ² 【不適合】
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認
建築敷地は規模基準を下回っているが、登記簿等で平成 12 年時点から現敷地面積であることが確認できたので、包括処理基準 4-(2)-ア（既存不適格敷地の敷地・土地）の規定により適用除外とした。

案件 03 <適用除外 ア：既存不適格の敷地・土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要
専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：30.84 m ² 、延べ面積：61.68 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否
建築敷地 <u>54.19m²</u> < 100 m ² 【不適合】
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認
建築敷地は規模基準を下回っているが、建築計画概要書等で昭和 63 年時点から現敷地面積であることが確認できたので、包括処理基準 4-(2)-ア（既存不適格敷地の敷地・土地）の規定により適用除外とした。

案件 03 <特例措置 ア：遺産相続等による分割の敷地・土地>	
<input type="checkbox"/> 計画概要	専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：36.43 m ² 、延べ面積：67.89 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否	建築敷地 <u>73.81 m²</u> < 100 m ² 【不適合】 〈参考〉分割後の残地：252.78 m ²
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認	建築敷地は規模基準を下回っているが、遺産相続等によりやむを得ず既存の土地を敷地面積 100 m ² 未滿に分割しなければならないが、分割後の敷地に相続者が住み続けるので、包括処理基準 5-（2）-ア（遺産相続等による分割の敷地・土地）の規定により適用除外とした。